

役員等の報酬、旅費及び費用弁償支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人市原市社会福祉協議会定款第2章第10条に規定する評議員の報酬、第4章第25条に規定する役員及び会長が委嘱した委員等（以下「役員等」という。）の報酬、旅費及び費用弁償等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 次の役員等に対する報酬等を別表のとおり支給する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員
- (2) 嘴託医
- (3) 会長から委嘱した委員等

(旅費)

第3条 役員等が会務のために旅行する場合は、給与規程第28条に規定する旅費を支給する。

2 役員等が本会の経営及び運営等に係る研修又は講習会等に参加した場合は、前項に規定する旅費を支給し、報酬及び費用弁償は支給しない。

(費用弁償)

第4条 第2条に規定する者以外の者が会長の招集する会議に出席したときは、別表に掲げる費用弁償を支給する。

2 費用弁償の支給を受けた役員等には、旅費は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第6条 役員等のうち公務員及び本会職員としての身分を有する者については、報酬、旅費及び費用弁償は支給しないものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規則をもって、社会福祉法第45条第35及び第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得なければならないものとする。

附 則

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 役員等の報酬、旅費及び費用弁償規程（昭和58年1月24日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 7 年 12 月 21 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 3 月 26 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第4条関係）

(1) 常勤の役員等

区分	報酬	月例手当	期末勤勉手当	支給の方法
常務理事	本会給与規程及び市原市の一般職の職員の給与に関する条例に準ずる。	地域手当：本会給与規程及び市原市の一般職の職員の給与に関する条例に準ずる。 通勤手当：本会給与規程に準ずる。	本会給与規程及び市原市の一般職の職員の給与に関する条例に準ずる。	本会給与規程に準ずる。

(2) 非常勤の役員等

① 会長及び副会長

区分	報酬	費用弁償（交通費）	支給の方法
会長	月額 50,000 円	自宅から会場までの距離が 2 Km 以上ある場合 ① 公共交通機関を利用の場合 当該旅客運賃の実費額	毎月 21 日に支給。但し、支給日が休日にあたるときは、順次繰り上げて支給する。
副会長	月額 15,000 円	② 自家用車を使用した場合 1 Km につき 30 円	

② ①以外の非常勤の役員等

区分	報酬	費用弁償（交通費）	支給の方法
監事	1 日 4,000 円		1. 会長が招集する理事会及び評議員会等への出席した場合は、当該開催日の翌月 21 日に支給。但し、支給日が休日にあたるときは、順次繰り上げて支給する。
理事 評議員	1 日 3,000 円	自宅から会場までの距離が 2 Km 以上ある場合 ① 公共交通機関を利用の場合 当該旅客運賃の実費額	2. 会長が指名する役員等（副会長を除く）が他団体等の会議及び事業等へ参加した場合は、毎月末で締め、翌月 21 日に支給。但し、支給日が休日にあたるときは、順次繰り上げて支給する。
会長が 委嘱し た委員 等	1 日 3,000 円	② 自家用車を使用した場合 1 Km につき 30 円	
嘱託医	市原市特別職の職員等の給与及び費用弁償支給に関する条例を準用する。		